

令和4年度

第4回総合教育会議

会議録

令和5年2月10日開催

会 議 録

開催日時	令和5年2月10日(金)	午前11時00分 開会 午前11時30分 閉会
場 所	旭川市役所 総合庁舎議会棟 2階 第2委員会室	
出席者	構 成 員	市長 今津 寛介, 教育委員会教育長 野崎 幸宏 教育委員 本田 哲嗣, 教育委員 山崎 與吉
	事 務 局	総合政策部長 熊谷 好規 総合政策部政策調整課長 北嶋 一雅
	教育委員会事務局職員	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 辻並 浩樹 学校教育部次長 眞田 眞
	市長部局職員	子育て支援部長 浅田 斗志夫 子育て支援部次長 岩崎 功 子育て支援部主幹 鎌田 博文
傍 聴 者	12人	
公開・非公開の別	公開	
会 議 次 第	1 (仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案について 2 いじめ対策について	

内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
総合政策部長 市 長	<p style="text-align: center;">《 開 会 》</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第4回旭川市総合教育会議を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日お配りしている資料について確認いたします。まず、次第が1枚、配付資料は、A4縦1枚の資料1-1、A4横1枚の資料1-2、A4縦4枚の資料1-3、A4横1枚の資料2、そして、A4横1枚の資料3をお配りしております。不足等はないでしょうか。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、市長から一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、教育委員の皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。前回令和4年11月2日の総合教育会議において、いじめの重大事態の再調査を実施することを報告しましたが、その後、令和4年12月22日に第1回会議を開催し、私から諮問を行い、再調査が開始されたところでもあります。弁護士、精神科医、心理学者、教育評論家の方に委員に就任いただきましたが、いずれも児童問題に深く取り組まれている専門家であり、いじめ問題の調査経験者であります。再調査を進める一方で、今後、このような悲しく痛ましい事態が二度と起こるようなことがな</p>

いよう、いじめ防止対策を徹底するために、新年度の予算案と体制に反映させてまいりました。

本日は、本年度の総合教育会議において協議等を行ってまいりました（仮称）旭川市いじめ防止条例のパブリックコメントに向けた骨子案や、次年度からの市長部局と、教育委員会のいじめ対策の推進に係る方向性等についても共通理解を図り、「旭川モデル」の構築に向けた取組を一層進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

総合政策部長
市長

それでは、旭川市総合教育会議運営要綱第3条に基づき、ここから先は市長に進行をお願いします。

それでは、まず、「（仮称）旭川市いじめ防止条例骨子案について」、説明をお願いします。

学校教育部長

（仮称）旭川市いじめ防止条例の制定につきましては、今年度の第1回及び第2回総合教育会議におきまして、内容やスケジュール等について説明させていただきましたが、本日は、パブリックコメントにかける骨子案とともに、今後のスケジュール等について、学校教育部眞田次長から説明させていただきます。

眞田学校教育部次長

はじめに、（仮称）旭川市いじめ防止条例制定に係る経緯について、御説明いたします。資料1-1「『（仮称）旭川市いじめ防止条例』の制定に向けた取組の進捗状況について」を御覧ください。条例の制定に向けた取組については、令和4年8月2日に行われた第2回総合教育会議以降、教育委員会と関係部局において条例の内容等に係る検討を定期的実施するとともに、庁内検討会議や条例検討部会において協議を重ねてまいりました。

また、令和4年9月12日に答申のありました「いじめの重大事態に係る調査報告書」に係る市教委及び学校の対応の検証及び再発防止策についての検討を踏まえ、それらを条例骨子案に盛り込むことや、「条例制定に係る懇話会」での意見等を反映させるなどの検討を経て、令和5年2月7日開催の令和5年2月定例教育委員会会議において、条例骨子案の審議を行ったところです。

次に、（仮称）旭川市いじめ防止条例制定に向けたスケジュールについて、御説明いたします。資料1-2「『（仮称）旭川市いじめ防止条例』の制定について」を御覧ください。条例制定に係るスケジュールについては、令和4年8月2日に行われました第2回総合教育会議において、令和5年4月の施行を目指すとしておりましたが、重大事態の調査結果の答申が予定よりも遅れたことや、調査結果を踏まえての教育委員会としての検証及び再発防止策の整理等に時間を要したことなどから、スケジュールを資料1-2のとおり変更することといたしました。今後、2月18日から3月19日にかけて、骨子案に係るパブリックコメントを実施し、6月の議会審議を経て、7月の施行を目指してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）旭川市いじめ防止条例骨子案について、御説明いたします。資料1-3「（仮称）旭川市いじめ防止条例骨子案」を御覧ください。骨子案につきましては、「前文」に加え、「1 総則」、「2 基本理念」、「3 責務と役割等」など、7つの章で構成されております。

はじめに、「前文」につきましては、これまでの教育委員会及び学校における対応の反省や、本市のいじめ対策への決意とともに、市全体でいじめの防止等に取り組み、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進するため、条例を制定するという趣旨について記載しております。

次に、「1 総則」につきましては、条例の目的や、条文に記載されている文言に係る定義について示しております。

次に、「2 基本理念」につきましては、いじめ防止等の対策に係る本市の考えとして3項目を記載しております。とりわけ、第1項に「いじめは重大な人権侵害である」こと、第2項に「児童生徒がいじめの防止のた

めに主体的に行動できるようにする」こと、第3項に「いじめ対応に関わって、児童生徒の苦痛を積極的に捉える」ことについて示したところであり、上位法であるいじめ防止対策推進法や北海道いじめの防止等に関する条例に示されている基本理念よりも踏み込んだ表現としているところです。

次に、「3 責務と役割等」につきましては、「市」、「市立学校」、「保護者」の責務について示すとともに、「児童生徒の心構え」、「市民等の役割」について記載しております。とりわけ、「(1) 市の責務」につきましては、いじめの防止等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進することや、地域社会全体での取組を推進するために、必要な広報、啓発を行うことなどについて義務付けております。また、「(4) 児童生徒の心構え」につきましては、昨年7月に実施した生活・学習Actサミットにおいて、いじめが人権侵害であり決して行ってはならないこと、いじめ防止の活動に主体的に取り組むことなど、参加した中学生の意見等を反映させております。

次に、「4 いじめ防止基本方針」につきましては、法において努力義務とされている地方いじめ防止基本方針の策定を本条例において義務付けるとともに、学校いじめ防止基本方針については、必要に応じて見直しを行い変更することや公表することなどについて記載しております。

次に、「5 いじめの防止等のための施策」につきましては、市が、児童生徒、保護者等が安心して、相談、通報等を行うことができる体制を整備することや、いじめの早期解決に向けた支援等を行うことについて記載しております。とりわけ、「(3) 是正勧告等」につきましては、市長が、相談、通報等を受けたいじめにつきまして、事実確認及び問題解決を図るために必要な調査、調整等を行うことができることや、市立学校その他関係者に対し、いじめを受けた児童生徒を救済するために必要な措置を講ずるよう是正勧告を行うことができることなどについて、記載しております。

次に、「6 重大事態への対処」につきましては、法に基づく対応に加え、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例との関連について記載しております。

最後に、「7 補則」については、「個人情報取扱い」や「市立学校以外の学校への協力要請等」について記載しております。とりわけ、「(1) 個人情報取扱い」につきましては、市長部局と教育委員会が連携したいじめ対応を行うに当たり、業務の遂行以外に用いてはならないことなど、個人情報保護について条例に明記したところです。

市長 山崎委員 市 長 本 田 委 員

ただいま、「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案について」、説明をいただきました。委員の皆様から御発言など、ございますでしょうか。

(仮称)旭川市いじめ防止条例の施行は7月を予定しているところですが、学校は4月から新学期が始まることから、教育委員会及び学校は、条例の施行を待つことなく、再発防止策を踏まえたいじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、再発防止などの取組をできるところから実行するとともに、教育委員会は、条例制定の過程や条例の内容等を学校に周知し、教職員や児童生徒のいじめ防止等に係る意識を高めていくことが大切であると思います。これまでも、学校では、一人一人の子どもに寄り添った指導が行われているとは思いますが、学校及び教職員は、子どもの最善の利益を保障するため、必死に取り組むことが求められることを再確認したいところでもあります。いずれにしても、全ては子どもたちのために、この条例が制定されるよう、心から願うところであります。

山崎委員

(仮称)旭川市いじめ防止条例の制定に係る取組は、条例が施行されれば終了ということではありません。条例に示されている内容が、学校、保護者、市民等に浸透し、地域社会全体でいじめの防止等に取り組む機運を醸成することが重要であると思います。そのため、市長部局や教育委員会が、いじめ防止条例の基本理念や市の施策等の周知に向け、積極的に広報や啓発等に取り組む必要があると考えます。

市 長	<p>本田委員，山崎委員，ありがとうございました。次に，本市の「いじめ対策について」，教育委員会と子育て支援部からそれぞれ説明をお願いします。</p>
学校教育部長	<p>次年度の教育委員会のいじめ対策については，学校教育部辻並次長から御説明いたします。</p>
辻並学校教育部次長	<p>資料2「旭川市におけるいじめ対策（案）」を御覧ください。いじめ対策については，令和4年9月12日に答申のありました「いじめの重大事態に係る調査報告書」に係る市教委及び学校の対応の検証及び再発防止策や，子育て支援部との協議・調整を踏まえまして，資料上段の表のとおり，いじめの「未然防止」，「早期発見」，「事案への対処」など，5項目について，学校及び教育委員会の取組を整理しました。</p> <p>「未然防止」の学校の取組といたしましては，いじめ・非行防止強調月間におきまして，児童生徒が望ましい社会モラルについて学び，SNSの適切な使用や性に関する正しい知識を習得するための学習を行うなど，いじめ防止に向けた取組を集中的に行うとともに，新たに，人権教育プログラムを各学校で実施してまいります。また，教育委員会におきましては，教職員がいじめに関する法制度等の理解を深めることができるよう，経験年数や職種に応じた研修を一層充実してまいります。</p> <p>「早期発見」につきましては，各学校において，生活・行動面で心配な児童生徒を確実に拾い上げ，対応することができるよう，学校いじめ対策組織を定期的開催することや，アンケート調査及び教育相談，ストレスチェック等を実施してまいります。</p> <p>「事案への対処」につきましては，教育委員会におきまして，いじめの認知の有無に関わらず，いじめやいじめの疑いのある全ての事案について各学校から報告を求めて把握し，市長部局と共に学校の対応について検証するとともに，必要に応じて，学校に対し，指導助言を行ってまいります。また，来年度，教育委員会に新たに配置を予定している「いじめ対策コーディネーター」が学校を巡回し，各学校のいじめ対応について必要な支援等を行ってまいります。</p> <p>「困難ケースへの対処」につきましては，教育委員会と市長部局のいじめ対策専門部署が連携し，心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門職等を学校に派遣し，問題解決に向けた支援等を行ってまいります。</p> <p>「重大事態への対処」につきましては，教育委員会において，学校が適切に事案に対処することができるよう，対応マニュアルを作成するとともに，校長会議や各種研修会等を通して，各学校に対し，確実に周知してまいります。</p> <p>なお，資料上段の表の上部にお示ししておりますが，学校・教育委員会におけるいじめ対策については，（仮称）旭川市いじめ防止条例や旭川市いじめ防止基本方針に位置付け，各学校等への周知を徹底しながら，実効性のあるものとなるよう努めてまいります。</p> <p>次に，資料2の下段「市長部局・教育委員会が一体となったいじめ対応」について，御説明いたします。学校において，いじめやいじめの疑いのある事案が発生した場合や，市長部局等がいじめに関する相談があった場合の対応について，教育委員会と市長部局が連携して問題の解決に取り組む体制を図のとおり整理しました。本市におけるいじめ対応は，市長部局のいじめ対策専門部署と教育委員会のいじめ対策担当で構成する「市いじめ対策チーム」において，いじめ相談への対応に関することや学校のいじめ事案の全件把握に関すること，問題解決に向けた支援等に関することなどに取り組んでまいります。</p> <p>また，教育委員会のいじめ対策担当は，事案に応じて，主に学校教育部教育指導課と連携し，いじめ対応に係る各学校への指導助言を行ってまいります。教育委員会からの説明は，以上でございます。</p>

<p>子育て支援部長</p>	<p>子育て支援部からは、これまでに庁内検討会議や、有識者懇談会等の議論を経て、検討してまいりました組織体制について、御説明いたします。</p> <p>先の重大事案等の反省を踏まえまして、人権問題であるいじめに市長部局としても、積極的に対応していくもので、新年度からスタートしていく考えでございます。</p> <p>それでは、実務担当であります、子育て支援部主幹の鎌田からいじめ対策に係る組織体制と取組の概要について御説明申し上げます。</p>
<p>子育て支援部主幹</p>	<p>いじめ対策に係る組織体制についてであります。資料3「旭川市におけるいじめ対策の組織体制について(案)」を御覧ください。いじめ対策に係る実効性のある体制の構築と徹底した再発防止対策のため、市長部局に「(仮称)いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課」を新設します。</p> <p>いじめ防止対策推進部長は、市長部局、市教委によります「いじめ対策チーム」のチームリーダーとして、いじめに係る相談、いじめ事案の情報共有や事案への対応等、いじめ対策に関する事務の指揮命令や、いじめ問題の解決に向けた調整等を担います。</p> <p>また、いじめ防止対策推進課には事務職員のほか、専門職として、弁護士、心理士、いじめ対策支援員(スクールソーシャルワーカー)を配置し、子どもや保護者、また関係機関や地域住民からのいじめに係る相談、通報等に応じるとともに、いじめを受けた児童生徒に寄り添った支援や、学校のいじめ事案の対応に係る支援、いじめ問題解決のための調整及び要請、地域ぐるみでのいじめ対策の推進などに取り組みます。</p> <p>市長部局のいじめ防止対策推進課には、市教委のいじめ対策担当に配置される指導主事等の職員が事務併任し、いじめを受けた児童生徒と保護者等への支援や学校いじめ対策組織への支援など、いじめ問題の解決に向けた一貫した対応を行います。</p> <p>また、いじめを受けた児童生徒の支援に関わり、いじめの背景として、子どもの特性や家庭環境等に課題がある事案については、子ども総合相談センターと連携を図るなど福祉面からの支援の充実を図ってまいります。子育て支援部からの説明は、以上でございます。</p>
<p>市長</p>	<p>ただいま、本市の「いじめ対策について」、教育委員会と子育て支援部から説明をいただきました。委員の皆様から御発言など、ございますでしょうか。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>いじめ事案の対応は多岐にわたり、学校は様々な対応に追われている状況があることから、市長部局のいじめ対策専門部署に配置される法律や心理等の専門職や、教育委員会に配置されるいじめ対策コーディネーターが学校のいじめ対応の支援に当たることは大変良いことであり、市長部局と教育委員会が一体となったいじめ対応に期待するところです。</p>
<p>本田委員</p>	<p>子どもたちが本音で意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことが、いじめ防止に向けた子どもの意識の醸成につながることから、いじめ・非行防止強調月間やこれまで毎年、中学校の代表生徒を中心として行われ、成果を積み上げている生活・学習Actサミット等については、形骸化することがないように、学校・教育委員会において取組を工夫するとともに、新たに実施する人権教育プログラムにおいて、子どもが望ましい社会モラルについて学ぶ機会とするなど、いじめの未然防止に向けた取組をこれまで以上に強化することが重要であると考えます。</p> <p>また、学校においては、教育相談の機能を生かした子どもの声をしっかりと捉える取組が大切であると考えます。条例制定はもとより、いじめ対策が実効性のあるものとするのを強い決意を持って実施していくことが求められると思います。最後になりますが、学校現場が抱え込むことのないよう配慮すること、報告・連絡・相談、そして、人権に配慮した記録化が、これまで以上に求められると考えます。</p>
<p>市長</p>	<p>山崎委員、本田委員、ありがとうございました。</p>

それでは、私から、(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案と、本市のいじめ対策についてお話をさせていただきます。

まず、(仮称)旭川市いじめ防止条例については、いじめの防止に係る本市の基本理念を明らかにし、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進する上での根拠ともなるものであり、大変重要なものであります。本日、条例制定に向けた新たなスケジュールとして、6月の議会審議を経て、7月の施行を予定しているとの説明がありました。この後、パブリックコメント等が行われますが、市民の御意見等を踏まえ内容を一層充実させていただきたいと思っております。また、本日、本田委員からは、条例の施行を待つことなく、未然防止、再発防止などできることから始めるべきという御意見や、山崎委員からは、施行をされれば終了ではないことなどの貴重な御意見をいただいたところでありますので、両委員の御意見も踏まえながら、条例制定に向けた取組をしっかりと進めていただくようお願いいたします。

次に、本市のいじめ対策についてです。教育委員会からは、対策委員会の調査報告書の再発防止策を踏まえた、次年度の取組を説明いただきました。調査報告書における、いじめがあったという事実認定や、学校や教育委員会の対応の課題等については、市長としても極めて重く受け止めており、教育委員会や学校は、課題の改善を図り、再発防止にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

市長部局に設置のいじめ対策専門部署については、いじめを人権問題としてしっかりと取り扱おうというものであります。引き続き、教育委員会と市長部局の両面から隙間なくアプローチできるよう細部の検討もお願いいたします。

市民の皆様をはじめ、関係機関との連携・協力の下、市長部局と教育委員会の両面からいじめ問題に対応する「旭川モデル」を構築し、旭川市がいじめ対策の先進地として、子どもの命と権利を守り、子どもたちが安心して生活できるまちであり続けることができるよう、今後の取組を着実に進めていただくようお願いいたします。

教育長からも御発言があれば、お願いいたします。

教 育 長

はじめに、(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案についてであります。

令和4年9月12日に旭川市いじめ防止等対策委員会から、この度のいじめの重大事態に係る調査報告書の答申があり、その調査報告書の中で、教育委員会として、いじめとして認知しなければならなかった事実が明らかとなったところであり、教育委員会における重大事態の認知の遅れや対応の誤り、学校の組織体制の問題や生徒への支援の不足など、様々な御指摘をいただいたところです。

いずれも、教育委員会として、深く反省すべきものと厳粛に受け止めており、二度と同様の事態が起こることのないよう、学校・教育委員会、そして、市長部局のそれぞれが、両輪となって、いじめに対応することを基本的な考え方として、調査報告書の内容を踏まえながら、いじめ対策の強化に向けた具体的方策等の検討を進めてまいりました。

教育委員会といたしましては、(仮称)旭川市いじめ防止条例に、これらの具体的方策等を盛り込むとともに、本市のいじめ防止等の基本理念を市民の皆様によく理解いただき、地域社会全体で子どもたちをいじめから守り育てる条例となるよう、市民等の御意見を踏まえながら、制定に向けた取組を今後も進めてまいります。

また、教育委員会としてのいじめ対策につきましては、再発防止策の提言を踏まえた取組等について、教育委員会職員に対する法令に基づく権限と義務についての研修の実施や、学校いじめ対策組織会議の月1回以上の開催など、取り組むことのできるものについては、速やかに教育委員会や学校で、既に実施してきているところであります。

<p>市 各 市</p>	<p>委 員 長</p>	<p>今後も、重大事態対応マニュアルの作成や、人権教育等に係る教材の作成など、再発防止に向けた取組が各学校において新年度から始められるよう、準備してまいります。</p> <p>併せて、市長部局に設置されるいじめ対策専門部署と緊密に連携していじめに対応する学校教育部内の組織体制を構築し、本市の児童生徒が安心して学び生活することのできるよう、教育環境の整備に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>議題の最後、「その他」となりますが、全体を通して御意見等はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和4年度第4回旭川市総合教育会議を閉会いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p>《 閉 会 》</p>
----------------------	----------------------	---